小松島市人事行政の運営等の状況

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、主に平成25年度における市職員の任用、給与、服務や勤務条件などをお知らせします。

１．職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員数の状況

（単位：人）

部　局　別	H24.4.1現在(A)	H25.4.1現在(B)	増減(B)-(A)
市長部局	286	277	△ 9
議会事務局	6	6	0
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員	1	1	0
農業委員会	3	3	0
教育委員会	58	57	△ 1
消防	36	36	0
公営企業	34	33	△ 1
合　　計	426	415	△ 11

（単位：人）

職　区　分	H24.4.1現在 職員数	H24.4.2から H25.3.31までの 退職者数	H24.4.2から H25.4.1までの 採用者数	異動等に よる増減	H25.4.1現在 職員数
一般行政職	220	10	4	△ 1	213
税務職	26		2	0	28
看護・保健職	11	1	1	0	11
福祉職	34			0	34
消防職	36	3	2	1	36
企業職	34	2	1	0	33
技能労務職	46	4		0	42
幼稚園教育職	19	5	3	0	17
特定任期付職員			1	0	1
合　　計	426	25	14	0	415

(2)職員採用試験の実施状況

（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	採用者数
上級行政	117	87	5
初級行政	31	20	1
上級建築	1	1	0
上級消防	15	8	1
初級消防	17	12	1
保健師	12	9	1
幼稚園教諭・保育士	53	43	3
水道技術	5	4	1
特定任期付職員	4	3	1
合　　計	255	187	14

２．職員の給与の状況

(1) １人当たりの給料の支給額(H25.4.1現在)

職　区　分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	3,102　百円	40.8歳
税務職	2,522　百円	33.6歳
看護・保健職	2,871　百円	38.0歳
福祉職	3,148　百円	43.7歳
消防職	2,846　百円	37.4歳
企業職	3,493　百円	47.4歳
技能労務職	3,362　百円	48.9歳
幼稚園教育職	2,671　百円	37.1歳
合　　計	3,083　百円	41.1歳

(2)手当制度の状況(H25.4.1現在)

手　当　名	支給基準及び支給額	支給対象者(人)
扶養手当	配偶者　13,000円 配偶者以外の扶養親族　1人につき　6,500円 ※配偶者がいない場合は、そのうち1人について　11,000円 ※15歳の誕生日後の最初の4月1日から22歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間にある子については、上記金額に1人につき5,000円加算	168
通勤手当	交通用具を使用の場合　通勤距離に応じて2,000円～24,500円 公共交通機関を利用の場合　6ヶ月定期券等の額を一括支給 ※ただし、55,000円を限度	340
住居手当	家賃が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	86
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の職に応じて定額で支給 （※平成25年度は、4月から9月まで支給額に対し15%減額）	117
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合に支給 （勤務１時間当たりの給与額に125/100を乗じて得た額）	170
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給 （勤務１時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額）	63
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までに勤務を命じられた場合に支給（勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額）	22
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給	69
管理職員特別勤務手当	週休日または休日等に処理を要する臨時または緊急性を有する業務等に従事した場合に支給　勤務1回につき12,000円を超えない範囲	－
期末手当	6月期：1.25月分　12月期：1.35月分　計：2.60月分	417
勤勉手当	6月期：0.675月分　12月期：0.675月分　計：1.35月分	411

(注)期末手当、勤勉手当については、平成24年度中の支給割合・支給対象者数です。

３．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(H25.4.1現在の標準的なもの)

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後零時～午後1時
週休日	日曜日および土曜日
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

(2)年次有給休暇の取得状況(H25.1.1～H25.12.31)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
10,089　日	2,330.3　日	258　人	9.0　日	23.1　%

(3)育児休業等及び介護休暇の状況(H25.4.1～H26.3.31)

（単位：人）

区　　分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	介護休暇
平成25年度に新たに取得した者	6	0	1	0
前年度から引き続いている者	14	1	2	0

(4)特別休暇制度(H25.4.1現在)

事　　由	期　　間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による隔離等	その都度必要と認める期間又は時間
風、水、震、火災その他非常災害による交通しゃ断	その都度必要と認める期間又は時間
風、水、震、火災その他の災害による職員の現住居の滅失等	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間又は時間
交通機関の事故等の不可効力の原因による場合	その都度必要と認める期間又は時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める期間又は時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間又は時間
女性職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回、1回30分
父母、配偶者又は子の祭日	父母、配偶者または子の死亡後15年の年数内で特別な行事の日
職員の婚姻	7日(週休日除く)を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
配偶者の分娩	2日の範囲内で日又は時間
妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じ1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
妊娠中または分娩後に母子保健法第10条または第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	次に定める区分及び回数に従い、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間　妊娠23週まで・・・4週間に1回、妊娠24週から35週・・・2週間に1回等
職員の分娩	医師または助産師の証明に基づく分娩予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては14週間目)に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要と認める期間
生理日において勤務することが著しく困難である女性職員の生理日	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
夏季休暇	一の年の7月から9月までの期間内における週休日及び休日等を除いて5日の範囲内の期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
勤続期間が10年、15年、20年、25年、30年及び35年の職員が心身のリフレッシュのため勤務しないことが相当であると認められる場合	新たに採用された日の翌日から起算して10年、15年、20年、25年、30年及び35年を経過する日の属する年の週休日及び休日等を除いて連続する5日の範囲内において、その都度必要と認められる期間
忌引	職員の親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが相当であると認められた場合　　配偶者、父母・・・7日、子・・・5日　等
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日の範囲内の期間
子の看護休暇	一の年について5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内で日又は時間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内で日又は時間
短期の介護休暇	一の年について5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内で日又は時間

４．職員の分限及び懲戒処分の状況(H25.4.1～H26.3.31)

処分内容		処分者数(人)	処分事由
分限処分	免職	－	－
	降任	－	－
	休職	4	心身の故障等
	降給	－	－
懲戒処分	免職	－	－
	停職	－	－
	減給	－	－
	戒告	－	－

(注)分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。
懲戒とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことです。

５．職員の服務の状況

(1)職務に専念する義務の特例(H25.4.1～H26.3.31)

事由	人数
研修を受ける場合	106
厚生に関する計画の実施に参加する場合	284
その他(職務上必要な講演会等への参加等)	83

(注)地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき立場にありますが、職務に専念する義務は、法律又は条例に特別の定めがある場合は免除されます。

(2)営利企業等従事許可(H25.4.1～H26.3.31)

事由	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0

(注)営利企業等の従事許可は、職員の職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、またはその発生のおそれがなく、かつ、営利企業等に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合に許可されます。

６．職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況(H25.4.1～H26.3.31)

区分	主な内容	参加(受講)者数(人)
市主催研修	新規採用職員研修、人権問題研修、通信研修等	283
市主催研修以外の研修 ・徳島県自治研修センター他	吏員研修、市町村職員中央研修所研修、人権問題研修、各種専門研修等	302

(2)勤務成績の評定の状況

職員の人材育成、能力開発、その他人事管理に反映させるため、職員の職務遂行能力等について、一定の基準に基づいて勤務成績の評定を実施しております。

７．職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の状況(H25.4.1～H26.3.31)

区分	受診者数(人)
各種がん検診・定期健康診断等	401
人間ドック	254
健康相談・メンタルヘルス相談等	7

(2)公務災害の状況

件数	災害の概要
1	左示指切創

(注)H25.4.1～H26.3.31の間の公務災害認定状況

(3)福利厚生の状況

福利厚生事業は、徳島県市町村職員互助会、市職員共済会を中心に給付やレクリエーション事業などを実施しており、費用については職員の会費と市からの交付金によって運営されております。

平成24年度決算額(千円)	平成25年度決算額(千円)
7,721	7,395

８．公平委員会の業務の状況(H25.4.1～H26.3.31)

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数	措置要求の概要
－	－

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

申立件数	不服申立ての概要
－	－